
クラブ管理運営委員会

委員長 高原 正次

クラブ運営委員会

委員 宇坂 一誠

スローガン

定款を遵守しクラブの細則で柔軟性を

基本方針

クラブ運営の基本原則は、クラブ自治権の行使にある。ただし、1922年に国際ロータリー・クラブ連合会がRIに改組されたことを機会に、標準ロータリー・クラブ定款が作られ、それ以降に設立されたクラブはその標準ロータリー・クラブ定款を採用することが義務付けられるようになり、それ以降は、各クラブが独自の判断で決められる事項は、クラブ名と区域限界のみとなり、それ以外は標準ロータリー・クラブ定款の原文そのものを採用しなければならなくなった。

ロータリー運動を思想の原理から見るとき、もし、異なった原理を主張するクラブがあれば、そのクラブをロータリー・クラブと呼ぶことは矛盾を生じる。従って、その原則を崩せば最早ロータリー・クラブではなくなる必要条件を標準化したものが定款である。また、ロータリーを運動体の側面から見るとき、世界中に存在する約33,000のクラブがばらばらの組織管理をすることにも問題がある。そこで、これらを標準化するものとして定款が必要になってくる。

定款に違反しない限り、また、定款に記載されていない事項については、全てクラブの自主的な判断に任されており、その規約をまとめたものがクラブ細則である。

クラブ細則は、それぞれのクラブの実情に合わせて定められるべきである。小さなクラブ、大きなクラブ、それぞれのクラブの実情に合せた細則を定め、更に毎年それを見直しながら、細則に基づいたクラブの運営がされなければならない。

活動計画

1. 年に三度くらい協議会などを通じ、クラブの定款やロータリー用語などについて勉強会を開く。
2. 毎年、年度末に次年度の運営について協議し、定款からずれないようにクラブ細則内で柔軟性を持たせ、楽しいクラブ運営が出来るようにする。